

## 令和5年第10回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年10月4日（水曜日） 15時00分～16時16分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟  
6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀  
10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也  
14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 寺島 雅昭  
佐伯4区 吉良 勝彦 佐伯5区 上杉 隆盛 佐伯6区 亀山 悦男 佐伯7区 池田幸利  
佐伯8区 永田不二男 佐伯9区 岩田 隆生 佐伯10区 田村 正信  
佐伯11区 高畠相吉 上浦区 坂本啓二 弥生2区 市原 洋一 弥生3区 藤原映治  
本匠1区 矢野 正人 本匠2区 稗田千公 宇目1区 岡田 安代  
直川1区 曾根田正弘 直川2区 橋迫 新五 鶴見区 三又 秀喜  
米水津区 坪矢一義 蒲江2区 塩月 邦彦 蒲江3区 松尾 孫重

事務局： 事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁

農政課： 副主幹 河合 政和 矢野正一郎 木本 匠

### 議事日程

第1 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④非農地証明願について

⑤非農地通知について

(局長)

農業委員 17 名、17 名中本日の会議の出席者は 16 名です。

よって、農業委員会会議規則第 6 条により、会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第 20 条第 2 項にて、推進に関係する案件のみとされておりますのでお知らせをいたします。

それでは会長ご挨拶の方をお願いします。

(会長)

はい。先ほどの定期検討会に引き続き、農業委員会総会ということで、大変お疲れでございますけれども、今しばらく、ご審議のほどよろしく願い申し上げまして、ごあいさついただきたいと思います。

(局長)

はい。

ありがとうございます。

農業委員会規則第 4 条により会長が議長となりますので、会長に議事録の進行の方よろしく願いします。

(会長)

はい。

それではしばらくの間、議事進行を進めさせていただきたいと思います。

それでは本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名を 7 番、竹中裕子委員。

8 番、山田美之委員をお願いします。

はい。

議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はい。

それでは議案書の 2 ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして、説明をいたします。

農地法第三条件数は 7 件田が 3396 m<sup>2</sup>。畑が 2099 m<sup>2</sup>合計。

5495.00 m<sup>2</sup>。

農地法第四条件数は 1 件。

田がありません。

畑が 647 平方メートル。

合計 647.00 m<sup>2</sup>。

農地法第五条件数は 7 件。田が 1851.00 平方メートル。

畑が 1566.00 m<sup>2</sup>合計 3417.00 平方メートル。

総数の合計件数が 15 件。

合計面積が田が 5247.00 m<sup>2</sup>、畑が 4312.00 平方メートル。

総合計面積が 9559.00 m<sup>2</sup>以上を提案いたします。

審議のほどお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので早速議事に入りたいと思います。

それでは、議案第 20 号、農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは 3 ページの一番から、事務局の説明の後、清田推進委員さんからの意見をお願いします。

なお、欠席の場合は本日担当推進が欠席のため事務局へ説明と、推進委員の意見もあわせてお願いします。ということできたいと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局)

はい。

それでは申請地の位置につきましては、配布しています。

管内図と住宅地図をご参照ください。

土地の表示申請に、耕作面積は、議案書の通りです。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の 2 人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

申請地の近くに家に居住して行うとのことです。

取得後の耕作面積は 1.08 アールとなります。

内容は上記の通りですが、内容については再度ご確認をお願いいたしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

特に問題ないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番についてです。

事務局の説明の後、吉良推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子に、2ページ3ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や牧草を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻、子、臨時雇用2人の5人で行っているとのことです。

農地取得後はカボスを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は148.76アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明からは以上です。

(会長)

はい。

続きまして吉良推進委員さんお願いします。

合わせてもう推進委員の意見も併せてお願いします。

はい。

(事務局)

はい。

3条の2、吉良委員さんから意見書をいただいております。

総合意見として問題はないと思われま

はい。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の3番についてですが、事務局の説明の後、橋迫推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米やサツマイモ、梅を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

農地取得は梅やサツマイモを栽培する計画です。

譲受人は申請地及び自己所有地の近くに実家があり、そこに通って農業をしているとのことです。

申請農地の一筆に一部道がありますが、農地へ行くための道として利用するとのことです。

また、一筆は、地目が宅地である部分も含めて購入し、登記地目が宅地である部分も含めて購入し、今回申請部分は梅を植えることができるよう、土を整え、梅を植えるとのことです。

取得後の耕作面積は55.48アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして橋迫推進委員さんお願いします。

(橋迫推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の4番についてです。

事務局の説明のあと岩田推進委員の欠席のために、事務局合わせて岩田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で柿や野菜、スギナイを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と臨時雇用の2人で行う予定とのことです。

農地取得後はスギナイを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は92.87アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

以上、事務局からの説明は以上です。

(会長)

担当推委員さんの意見も合わせて。

(事務局)。

はい。

岩田推進委員からの意見書を読み上げます。

農地の権利移動についての意見。

特に問題なし。

ということでその他の意見等も特に意見なしということで、総合意見問題ないと思われるという意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明して担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の5番についてですが、議事産業案件となっております。

8番山田美之委員退席をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行う計画とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

写真の方に小屋がありますが、農業用倉庫として利用するとのことです。

取得後の耕作面積は1.77アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思います。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、寺島推進委員さん。

おられますか。

はい。

お願い。

(寺島推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

8 番山田美之委員復席お願いします。

はい。

続きまして、三条の 6 番、7 番についてですが、譲受人が同一のため一括して審議します。事務局の説明の後、市原推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子。

7 ページをご覧ください。

譲受人が一緒のため、三条 6 番、7 番を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

また、草刈り機が必要な場合は、知人に借りて行う計画とのことです。

農業は、譲受人 1 人で行う計画です。

農地取得後はみかんを栽培する計画です。

農地の中に一筆、コンクリートが貼っていますが、農地への進入路として利用するとのことです。

取得後の耕作面積は 16.67 アールとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周囲の状況から見て特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 6 番、7 番についてこれより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

塩月委員、16 番。

事務局、説明お願いします。



(事務局)

今回の分の6、三条の6番。

62平米と。

3条の7番。1208平米ですね。

それプラスアルファすでに経営に入っていた面積。

という計算になりますので、少々お待ちください。

いや。今回の取得した後が16.67アールという意味でございますので。

(会長)

だから6番の16.67がちょっと間違ってるっちゃうことだね。

(事務局)

いやいや、はい。

はい。

はい。

はい。

同時。

はい。

はい。

同日、伝えたら、は、16.67はい。

そうですねはい。

(波戸崎委員)

すいません。

(会長)

はい波戸崎委員。

(波戸崎委員)

今ページを見て、4、5、6、7で小計が1842って書いてると思うんですよ。

4、4番から、はい4番から5番6番7番を足して、小計面積が1842って書いてると思うんですけど、4番5番の395と177を引いたら、12.7アールなんですよ。

16.7じゃないんですよ。

(事務局)

今3、はい。

4から7小計の面積ですね。

(波戸崎委員)

だけん、以前、以前から農地は取得されてるってことですよ。

(事務局)

三条の6番7番につきましては、同日申請で、かつ、譲り渡し人が違う。

という形で、こういう議案書の書き方、書き方になりますけど、も同じ会の議案で、付す場合は、取得後の合計の面積16.67アールということですので。

16. 実際にですね、1208+62で、三条の6番7番の合計は1270平米になりますので、1616.67ですから、ちょっと持ってるということになるんですよ。

これを申請の前にはですね。

はい。

そういった意味合いの議案の数字の仕方になります。

はい。

で、波戸崎委員さんの4から4、5、6、7っていうのはこの4ページの地積の合計面積が小計面積1842平米という書き方をさせてもらってます。

下の合計面積っていうのが、3ページの小計面積3663平米、足す、4ページの小計面積1842平方メートルを足した合計面積となっております。

以上です。

(会長)

はい。

よろしいですか。

はい。

他にどなたかご意見ございますか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは三条の6番、7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の7件の審議を終わります。

続きまして、5ページの議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

それでは四条の一番についてですが、事務局の説明の後、池田推進委員さんからの意見を願います。

(事務局)

はい。

四条の一番。

説明いたします。

お配りしている地図の8ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

進入路及び駐車場、庭園用地としての用途による申請です。

申請者の自宅及び隣の自宅までの進入ではなく、平成20年12月から、申請地の一部を利用して

いる状況です。

また、申請者自宅敷地は、隣の自宅までの進入道路として利用しているため、駐車、庭スペースがなく、物置、取り壊し後の更地部分については、今後、納屋物置の建築を計画しているため、申請地の東側一筆を利用している状況です。

なお申請地の西側一筆の進入路以外の部分については、隣の自宅には駐車スペースがないため、駐車場として利用している状況です。

以上のことから、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両括弧1カのみ第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

事務局の方に池田推進委員さんがいないようですので、意見も合わせてお願いします。

(事務局)

はい。

わかりました。

はい。

担当の推進委員さんからは、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいております。

事務局としても、問題ですが、始末書からは、農地等に対する知識が不足しており、悪意がなくことが確認でき、また周囲への脳死をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われま

す。以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるが始末書も添付されており、現地については問題ないという意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で農地法第4条の1の審議を終わります。

続きまして6ページの議案第32号。

農地法第五条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

まず、五条の一番についてですが、事務局の説明の後、稗田推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

五条の一番について説明いたします。

地図の9ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の他です。

宿舎としての用途による申請です。

貸人の子である借人が代表を務める法人が申請地に牛舎を新築する計画です。

なお、申請地の一部は堆肥舎として利用されていますが、農業用施設に供する面積が2アール未満として転用届け出が提出されています。

また、本案件は農用地区域内農地、農振農用地に農業施設を建設するため、農業振興地域整備に関わる軽微な変更、用途区分変更申請が必要であり、申請先である佐伯市農政課には申請済みです。

申請地では、木造平屋建て、建築面積408.00㎡の繁殖牛舎を1棟建築します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水排水については、既存及び新設排水末暗渠に接続し、水路に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第21、両括弧1、両括弧2のB。

農用地の許可基準の例外規定農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、稗田推進委員さん申し上げます。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

特にないようでございますので取りまとめたいと思います。

五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の2番についてですが、事務局の説明の後、岩田推進委員さんも欠席のようでございますので、推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

五条の2番について説明いたします。

地図の10ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は現在借家に、本、母、妹で居住していますが、手狭であるため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地の一部は農業倉庫として利用されています。

申請地では木造平屋建て、建築面積83.59平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は農業集落排水施設に接続し、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第21両括弧1のカの(イ)第二種農地の許可要件申請に係る関わる農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の3番についてですが、事務局の説明の後、池田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の3番について説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。  
一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は結婚予定で家族が増えるため、またアパートの老朽化のため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積 113.86 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出他の恐れはないと思われます。

また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽に設置し、処理水は雨水とともに水路に放流します。

木立土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、生活排水の管理をすることで差し支えない旨の意見書が添付されています。

また、つるぎ地区保全管理組には、口頭にて同意を確認済みとのことです。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 3 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可とします。

続きまして五条の 4 番についてですが、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の 4 番について説明いたします。

地図の 12 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、子供が成長し、借家が手狭となったため、また、大家がかわり、家賃が上がったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造平屋建て、建築面積 110.96 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理、生活排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1、両括弧1エの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の5番についてですが、事務局の説明の後、戸高推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の5番について説明いたします。

地図の13ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象になってない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、軽量鉄骨造り平屋建て、建築面積86.73平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は盛土行いますが、擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、汚水処理生活排水は公共下水道に接続し、雨水は排水管に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の6番についてですが、事務局の説明の後、亀山推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の6番について説明いたします。

地図の14ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は、借家の老朽化、また、家族が増えたため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積73.70平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、道路の高さまで盛土を行いますが、法面は土羽にしておくため、土砂の流出他のそれはないと思われます。

また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして亀山推進委員さんお願いします。

(亀山推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。



事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

五条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の7番についてですが事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の7番について説明いたします。

地図の15ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

貸し人の孫である借人は、もともとは佐伯に住み、佐伯市で働いていました。

そのあと、結婚して大分市に借家を借りて、佐伯市まで通勤していますが、不便であるため、佐伯市に新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地の一部は、平成21年頃より、譲受人が譲り渡し人が駐車場として利用していたため、今回、譲受人と譲渡人の連名で始末書が添付されております。

申請地では、木造二階建て、建築面積83.63平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われず。

また、汚水処理、生活排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

この案件は、連名による始末書が添付されており、問題はないと思われず。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも、追認案件で、遺憾であるけれども、始末書も添

付されており、現地については問題ないとの意見がございました。  
それでは五条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。  
五条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全議員賛成ということで、許可とします。

以上で農地法第五条の7件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第30号農地法第三条の7件につきましては許可としたいと思います。

議案第31号農地法第4条の1件と議案第32号農地法第五条の7件につきましても、許可したいと  
思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開は、15時50分でいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

15時50分再開したいと思います。

(会長)

時間が来ましたので再開したいと思います。

それではただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についてです。  
農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいた  
だいたものを、農地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。  
座って説明させていただきます。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は39件となっております。

お手元の資料請求、集積計画案をご覧ください。

表紙裏一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間3年が4筆で3120平方メートル。

契約期間5年が34筆で3万2698平方メートル。

また先ほど農業委員会の事務局より説明がありました私有権移転が一筆で197平方メートル。

これら合計で39筆で3万6315平方メートルとなっております。

なお各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いい

たします。

また、利用権の設定等を受けるものが公社となっているものにつきましては、農用地、農地中間管理事業としておりますので、後程の土地利用促進計画案にて説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いたします。

はい。それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進について、説明をお願いします。

(農政課)

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いたしております。

満期到来者分については、該当する推進の方へリストを渡しておりますので、相談等を受けた場合はご助言のほどよろしくお願いたします。

また今回の料金設定用紙の提出締め切りは 10 月 16 日月曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局の方になりますので、ご助言のほどよろしくお願いたします。

なお、設定用紙が必要な場合は別途お届けいたしますので、ご連絡をいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上となります。

(会長)

はい。

今月の締め切りは 10 月 16 日月曜日になっております。

事務局から説明のように、農政課から説明がありましたように、ご相談があれば、ご助言をお願いたします。

続きまして農用地利用集積等促進計画案について、農政課長説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。

よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積計画、集積等促進計画括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和5年12月1日改正分の34件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの。

契約更新で登記地目、田、32筆。

3万2429平米。

登記地目畑2筆269平米。

以上、合計34筆、面積が3万2698平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等ございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

挙手全員ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということとします。

はい、農政課ありがとうございます。

続きまして非農地証明願について審議いたします。

一番についてですが、事務局の説明の後、推進委員さんももうお帰りになってますので、事務局の方で合わせて説明をお願いします。

意見書の方、報告願います。

(事務局)

はい。

さあそれでは非農地証明の説明をいたします。

非農地証明一番の説明をします。

申請地の調査は9月5日に担当区の、吉良推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市、大字稲垣の一筆です。

申請地の土地の表示、申請地等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者の父親が、農地法の知識がなく、昭和50年に倉庫を建築し、利用しております。

平成20年に相続をしていますが、建物が建っていたため、農地等は気づかず利用してきました。

今回売買するにあたり、申請地が畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通り、倉庫が建築されており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より一番の非農地証明願の説明及び推進委員さんから、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして2番についてですが、事務局の説明の後、曾根田推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

はい。それでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は9月5日に担当区の、曾根田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市、直川大字横川の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和49年に国土調査の成果として、1627番から分筆され、山林として登記されておりますが、当時は畑として利用されていたのか、農地台帳に記載があり、課税地目も畑として課税されております。

今回、農地台帳から削除するにあたり、非農地証明発行基準要領第4の2で、当該証明が実体的判断を伴う場合にあつては、事務局長等の専決により処理することは適当ではないとされていることから、今回の農業委員会総会の判断にゆだねることとなりました。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なおご審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

それでは続きましてそれでは曾根田推進委員さん申し上げます。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題ありません。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より2番の非農地証明願の説明、そして担当推進員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、3番についてですが、事務局の説明の後、上杉さんは、帰られたようですから、上杉推進委員さんの意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。

はいそれでは非農地証明願3番の説明をします。

申請地の調査は9月5日に担当区の上杉推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市大字海崎の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者の父親が住宅を建築する際に、農地法の知識がなかったことから、隣接農地の一部を購入し、住宅の敷地として利用してきました。

今回、現所有者が相続登記をする際に、この土地が農地であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より、3番の日野証明願の説明及び担当推進員さんからも、特に問題なしとの意見

がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、4番についてです。

事務局の説明の後、松尾推進委員ももう帰られたようですから、併せて意見をお願いしたいと思います。

(会長)

はい。

それでは非農地証明願4番の説明をします。

申請地の調査は9月14日に担当区の、松尾推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市蒲江、大字西野浦の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、前所有者が農地法の知識がなかったことから、167番の2は、養殖場の敷地として、169番は植林用地として利用してきました。

今後、現所有者が贈与をするにあたり、現農地のままでは、所有権移転ができないための今回の申請に至っております。

現況はスクリーンに映し出している状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より、4番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして5番についてですが本日、担当推進委員が欠席のため、事務局よりの説明と、推進委

員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願 5 番の説明をします。

申請地の調査は 9 月 19 日に担当区の一瀬推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市弥生大字大坂本の 2 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成 12 年に相続していますが、相続する以前から、耕作者がおらず、現在に至っております。

今回売買をするにあたり、農地では所有権移転ができないための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より 5 番の非農地証明願の説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもって、はい。ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の 5 件につきましては承認したいと思います。

続きまして非農地通知について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。それでは非農地通知書の発送について説明をいたします。

今回非農地通知についてはお配りしている大字別一覧表、先ほど配りましたのでご覧ください。

追加がありますのでちょっと追記してください。

筆数は入ってるんですが、送付者の人数が入っていませんので、送付者の人数ですね、213 名です。

それと参考になりますが今回発送できない死亡不明者の数が 270 名、それと、筆数が 799 筆になります。

以上参考にしてください。

はい。



はい。

それではですね、非農地通知書における非農地判断についてなんですが、令和3年の4月1日付で農林水産省経営局農地政策課長補佐通知で、3人以上の農業委員、推進委員で利用状況調査をした場合にはその結果に基づき、非農地判断できることとされております。

今回、佐伯市では現在3人以上での利用状況調査を行っていませんので、今回、非農地通知発送予定地区の一覧表の中から、赤判定の農地を抜粋して、写真を撮ってきておりますのでこれにより、この写真を委員全員で見ていただくことで、3人以上での調査、確認に代えさせていただき、非農地判断の根拠とさせてもらいたいと思います。

これから大字地区別に抜粋した赤判定農地の地番の写真を順に投影しますので、ご覧ください。これが大字守護の指夫ですね。

もう、現況がもう森林。

竹とか森林化しております。

航空写真を入れておりません。

次が大字守護指夫っていうところですねここはもう近くに行けませんので、遠くから遠影になります。

また竹等が生い茂っており、農地としての全然農地としては使えるような状況ではございません。

次がですねこれを守護の大字守護ですね。

これ線路側のとこなんですがもう線路に行く道も行かれず、これも、遠景からの撮影になっております。

ご覧ください。

農地として使える状況ではございません。

次がですね、これも狩生ですね、狩生のここ、200番。

これも近くにちょっと行けなかったもので、遠景からの撮影になりました。

これが208番。このすぐ隣なんですが、ここも遠景からの撮影で、農地としての役割はしておりません。

次。

これも狩生の544番。これ一筆ですがここも雑木が生い茂っており農地としては利用されておられません。

次が最後ですね、ここもですね、ちょっと山林の、ちょっと入っていたとこなんですが、河川沿いで、もう木が、雑木が生い茂っておりますので、ここも農地としては利用できない。

状況にあります。

以上です。

皆さん、委員さん方の承認をよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より非農地通知の説明がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

以上をもちまして、令和5年第10回佐伯市農業委員会を終わります。

長時間、お疲れ様でした。

大変お疲れ様でしたありがとうございました。

(16時16分閉会)